

旭川荘厚生専門学院 卒業の認定基準(学則より抜粋)

第17条(卒業の認定等)

学院長は、児童福祉学科は2年以上、看護学科は3年以上学院に在学し、所定の学科目を修得した者には、課程の修了を認定し、卒業証書(様式第1号、第2号)を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、看護学科については欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めない。

3 児童福祉学科、看護学科の卒業者には、第4条に規定する専門課程にかかる専門士の称号を付与するものとする。

4 児童福祉学科の卒業者は、保育士の登録資格が取得できるものとする。

5 看護学科の卒業者は、看護師国家試験の受験資格が取得できるものとする。

旭川荘厚生専門学院 吉井川キャンパス 卒業の認定基準(学則より抜粋)

第17条(卒業の認定等)

学院長は、介護福祉学科は2年以上学院に在学し、所定の学科目を修得した者には、課程の修了を認定し卒業証書(様式第1号、第2号)を授与する。

2 第4条第2項に規定する課程の修了を認定した者には、前項の卒業証書のほかに修了証書(様式第3号)を授与する。

3 介護福祉学科の卒業者には、第4条に規定する専門課程にかかる専門士の称号を付与する。

4 介護福祉学科の卒業者は、介護福祉士国家試験の受験資格が取得できるものとする。